

様式 1

事業者番号 092230001424

令和 5 年 9 月 19 日

東北運輸局長 殿

住 所 宮城県黒川郡大衡村大瓜字中山 45 番地 54
氏名又は名称 株式会社 オガワ企画
代表者の氏名 小 川 栄 一
電 話 番 号 022-347-1232



一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第 2 条の 2 の規定に基づき届出いたします。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所 宮城県黒川郡大衡村大瓜字中山 45 番地 54
氏名又は名称 株式会社 オガワ企画
代表者の氏名 小川 栄一
- 事業の種別
一般貨物自動車運送業
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 貸切運賃 燃料サーチャージ（別添 1 のとおり）
新）運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和 2 年国土
料金の額 交通省告示第 575 号）のとおり
（適用）北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添 2 のとおり

旧）H 2 運賃 H 6 公示運賃 H 9 公示運賃 H 1 1 公示運賃
その他（別添 3 のとおり）
- 実施日
令和 5 年 9 月 1 日より実施



燃料サーチャージ届出書

1. 以下の算出方法による。

基準価格 100.00 円 石油情報センターの週間統計データによる

改定する刻み幅 5.00 円

改定条件：改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件：軽油価格が100.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式 距離制運賃：走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上昇額 (円/L)

時間制運賃：平均走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上昇額 (円/L)

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

適用時の軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※燃料サーチャージの算出上の代表価格は、刻み幅の 0.5 倍とした。

※燃料サーチャージの上昇額は、（算出上の代表価格－基準価格）とした。

3. サーチャージ額算出のための
の車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
中型車	5km/L

4. 時間制運賃を算出する上での条件
(8時間・4時間制、1日当たりの平均走行距離)

車種	8時間制	4時間制
中型車	130.0km	60.0km

5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げた。